

岡山大学大学院環境生命科学研究科博士後期課程の
遠隔地社会人学生支援奨学金に関する取扱要項

平成30年7月25日
専攻長会議承認

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学大学院環境生命科学研究科（以下「研究科」という。）博士後期課程において優れた人材の育成を行うため、多様な学習歴を持つ社会人学生を対象として、遠隔地からの講義受講等のための通学費の一部を支援する給付型の奨学金（以下「遠隔地社会人学生支援奨学金」という。）により、具体的な教育配慮を行い、修学上の経済的支援の充実及び研究活動の活性化を図る。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は次のいずれにも該当する者とする。ただし、国費・政府派遣外国人留学生は対象外とする。

- 一 岡山県外に在住する研究科博士後期課程の社会人（企業等就業者）学生
- 二 所属企業等から修学に必要な経費の支援を受けない者又は受ける見込みのない者
- 三 岡山大学全体で実施する遠隔地支援奨学金を支給されない者

(支給者数及び支給額)

第3条 支給者数は、毎年定められた予算額に基づき決定するものとする。支給額は、職場若しくは自宅からの距離に応じた奨学金とし、次の基準により支給する。

- 100km以上 月額1.5万円、年額12万円（3年間で36万円）を上限とする。
- 200km以上 月額2.0万円、年額15万円（3年間で45万円）を上限とする。

(支給期間)

第4条 支給期間は、標準修業年限（3年）以内とし、休学期間は支給を中断する。

(申請方法及び申請時期)

第5条 支給希望者は、所定の申請用紙に必要な事項を記入し、指導教員の確認印を得て4月又は10月に自然系研究科等学務課を通じ研究科長へ申請する。

(支給者の決定及び支給時期)

第6条 支給者の決定は、研究科長室会議において申請内容を確認のうえ行い、専攻長会議に報告するものとする。支給時期は、原則として10月に前期分（4月から9月までの6ヶ月分）を、4月に前年度の後期分（10月から3月までの6ヶ月分）を支給する。

- 2 支給者の学業不振又は素行不良等の事由が生じた場合は、研究科長室会議において審議し、支給を停止することとする。

(その他)

第7条 その他、遠隔地社会人学生支援奨学金に関して必要な事項は、研究科長室会議において定め、専攻長会議に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行し、平成30年度10月入学生から適用する。

20 年 月 日

遠隔地社会人学生支援奨学金申請書

岡山大学大学院環境生命科学研究科長 殿

環境生命科学研究科博士後期課程の社会人学生のための遠隔地社会人学生支援奨学金に基づき、下記により申請します。

なお、所属企業等から修学に必要な経費の支援を受けていないことを申し立てます。また、今後、自宅住所及び勤務先等の変更があった場合は、直ちに届け出を行います。

		指導教員
		印
申請者氏名は自署してください。		
研究科 専攻	環境生命科学研究科 博士後期課程 専攻	
学年	年	
フリガナ 申請者氏名		
自宅住所等	〒 電話番号： メールアドレス：	
勤務先住所等	勤務先名称	
	〒 電話番号：	